

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成24年1月23日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

船員保険医療費通知送付状他1点の作成 各5,000枚

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

平成24年2月14日(火)

(4) 履行場所

東京都千代田区富士見2-7-2ステージビルディング14階
全国健康保険協会船員保険部

(5) 見積競争方法

見積金額は総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1
全国健康保険協会経理グループ 担当 杉浦
電話(代表) 03-5212-8214
(仕様書はホームページ上でダウンロードできます。)

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会 船員保険部船員保険給付グループ 尾畑
電話 03-6862-3062

(3) 見積書提出期限

日 時 平成24年1月30日(月) 午前11時00分

3 その他

(1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 見積結果は当協会受付前に掲示する。

決定業者には別途、電話又は電子メールで連絡する。

仕様書

品名	船員保険医療費通知送付状 「船員保険療養補償証明書」取扱周知用チラシ
数量	各5,000枚
紙質	A判/44.5kg 上質紙
用紙色地	白
刷色	片面 1色(黒) 両面 2色(黒、青)
用紙サイズ	A4判(縦)
紙折り	なし
梱包	<ul style="list-style-type: none">・500部単位に帯封をすること。・ダンボール箱又はクラフト紙等で梱包すること。・チラシ名、数量、送付先名、製造年月、納品業者名を記載したラベル等を貼付し、明記すること。
納期	平成24年2月14日(火)
納品場所	東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階 全国健康保険協会船員保険部
サンプル品	作成数量とは別に、10部を校正担当へ納品すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・原稿については、業者決定後に引き渡すこととし、レイアウト、デザイン等から印刷、納品まで行うものとする。また、内容について、協会における審査に合格することを要件とし、修正等の指示に従うこと。・著作権は全国健康保険協会に帰属するものし、電子媒体(印刷増し用のイラストレーター等及びホームページ掲載用のPDF)も納品するものとする。・この仕様書の内容(校正原稿作成、サンプル品及び原稿の変更、納品等)にかかる全てを経費として見込むこと。・この仕様書に記載されていない事項については、その都度校正担当と協議すること。・色校正に当たっては、船員保険のシンボルマークのイメージ色(海を連想させる青色)となるよう色相・彩度・明度などの調整を指示することがあるので、これに応じること。・色校正は、実際に印刷する場合と同じ条件下で作成したサンプル品により行なうこと(本紙・本機校正)。
担当	船員保険部 船員保険給付グループ 尾畑 連絡先 03-6862-3062

平成 2 4 年 3 月

船舶所有者 様

全国健康保険協会 船員保険部

平素より、船舶所有者の皆様には船員保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貴船舶所有者様において勤務されている被保険者（船員）及び被扶養者（家族）の方の医療費に関するお知らせを別添のとおり送付させていただきますので、ご多用中恐縮ですが、被保険者の方にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

なお、医療費に関する記載内容には、個人の秘密に属する内容も含まれておりますので、開封しないで被保険者の方にお渡しください。

このお知らせを受け取ったことにより、特に手続き等の必要はございません。

* 今回お送りしましたお知らせは、主に平成 2 2 年 1 0 月から平成 2 3 年 9 月に医療機関等において、また主に平成 2 2 年 1 1 月から平成 2 3 年 7 月に柔道整復師（接骨師等）において受診された際の医療費について記載されております。上記期間に受診のない方につきましては作成されません。そのため被保険者全員分が送付されないこともございます。

* 被保険者の整理番号は封筒の窓あき部分の氏名の下にあるアルファベットの右側の数字となっております。

お知らせの作成から発送までに日数がかかるため、すでに退職されている方のお知らせが含まれている場合がありますのでご容赦ください。

その場合は、誠にお手数ですが同封いたしました返信用封筒にて返送いただきますようお願い申し上げます。

お問合せ先

全国健康保険協会 船員保険部

船員保険給付グループ

〒102-8016

東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階

0570-300-800、03-6862-3060

療養補償証明書の適正な取扱いについて



下船後三月の療養補償

船員保険では、原則として乗船中に発生した職務外の病気やけがについて、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から 3 ヶ月目の日の属する月の末日までの間は、医療機関に「船員保険療養補償証明書」を提出することにより、自己負担なしで療養を受けることができます（下船後三月の療養補償）。

療養補償証明書のご使用にあたり、以下の点にご注意のうえ、適正な取扱いをお願いいたします。

療養補償の対象

療養補償の対象となる病気やけがは、原則として乗船中に発生したものに限られます。ただし、乗船前や下船から再乗船までの間（雇入契約存続中に限る）であっても船員としての職務遂行性（雇用契約に基づき船舶所有者の指揮命令下にあること）が認められるものは「乗船中」と同じ取扱いになります。

したがって、次のような場合は療養補償の対象にはなりません。

× 療養補償の対象にならない場合（例）

- ・乗船前から医療機関で治療を受けている病気やけが
- ・乗船中に発病した病気やけがで、すでに療養補償証明書を使用して受診し、一度「下船後三月満了年月日」を過ぎているもの
- ・自宅で発生した病気やけが（自宅待機中の場合も含みます）
- ・乗船前に受けた健康診断でわかった病気の療養を下船後に受ける場合



下船後三月の療養補償の取り扱い上「下船」又は「乗船」とは、実際に船舶から陸上に上がること（停泊中の上陸を含みます）又は陸上から船舶に乗り組むことをいい、「雇入れ」又は「雇止め」を意味するものではありません。

雇入契約存続中に発生したものであっても「乗船中」でないものは原則として対象外です。

歯（虫歯・歯周病等）の治療

虫歯や歯周病等は、乗船前から罹患していたものが、たまたま乗船中に顕在化したものと考えられるため、原則として対象外です。

なお、長期間（1年以上）操業・航海している船（遠洋マグロ漁船等）に継続して乗船し、その間に発症したものに限り、下船後 3 月の療養補償の対象となります。該当する場合は、療養補償証明書の下船年月日の上に直前の乗船年月日を記入してください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

職務上の病気やけがは労災保険の請求手続きを

平成 22 年 1 月 1 日以後、療養補償証明書の対象となるのは、職務外の病気やけがに限られます。したがって、職務上の病気やけがについては、船員保険の療養補償証明書は使用できませんので、労災保険に療養（補償）給付の請求手続きをお願いいたします。

療養補償証明書の記入上の注意点

負傷原因の記入について

けがの場合は「負傷原因記入欄」を必ずご記入ください。なお、船舶内で職務中に発生したけがで、労災保険（労働基準監督署）にて業務上と認められなかった場合は、その旨を負傷原因記入欄の余白に明記して提出してください。

「下船年月日」とは

「下船年月日」欄は、「雇止め」の有無にかかわらず、乗船中に病気やけがが発生してから最初に入港または寄港した日を記入いただきますようお願いいたします（この日付は3ヶ月の療養補償期間の起算日となります）。

 「下船年月日」は「雇止め」の日付とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。
また、乗船中に病気やけがが発生して寄港した後、再出港及び下船した場合であっても、療養補償証明書の「下船年月日」欄に記入する日付は、発生後最初の寄港日になります。

「下船後三月満了年月日」とは

療養補償証明書の有効期間は、下船年月日から3ヶ月後の応答日の前日の属する月の末日までとなりますので、「下船後三月満了年月日」欄に必ずその年月日をご記入ください。

「下船後三月満了年月日」欄の記入例

（例1）平成 24 年 7 月 31 日に下船した場合	平成 24 年 10 月 31 日
（例2）平成 24 年 8 月 1 日に下船した場合	平成 24 年 10 月 31 日
（例3）平成 24 年 8 月 2 日に下船した場合	平成 24 年 11 月 30 日

なお、「下船後三月満了年月日」は、3ヶ月の療養補償期間内に、再乗船により客観的に療養を受けることができない期間があれば、その期間に応じて変更できる場合があります。

詳細は当協会ホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>）をご覧ください。または船員保険部にお問い合わせください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>